

東海村の産廃焼却施設等建設差し止め訴訟の 公正な判決を求める署名

水戸地方裁判所 御中

株式会社大豊プラントは、東海村の川根地区に産業廃棄物中間処理施設（焼却施設・破碎施設）を建設しようとしています。この焼却施設は民家のすぐ隣に作られるもので、全国的にも例をみません。24時間稼働して感染性産廃（医療廃棄物など）などを中心に焼却処理するもので、近隣住民はもとより、村も、村議会も全員一致で反対しているにもかかわらず、強行されようとしています。

事業者はこれまで産廃処理の経験もなく、その財政基盤もぜい弱で、これまでの住民への説明や対応を見ても、全く信用ができません。

裁判では、専門家が、この焼却施設が「欠陥炉」であることを明確に証言し、排ガスからダイオキシンや重金属類等の有害物質が排出されるおそれの強いことが証明されました。

この排ガスは、近隣の緑ヶ丘団地や南台団地などの住宅地や真崎浦の美田に降り注ぎ、風向きによっては村内全域に広がります。お米や村の特産品である干しイモ、ぶどうなど農産物への甚大な被害が予想されます。とりわけ近隣住民は命と健康が脅かされ、24時間異臭や騒音に悩まされることになるのです。東海村の豊かな自然と環境が破壊され、風評被害も心配されます。

先祖伝来の土地に住み、生業を育て、歴史を築いてきた住民の人格権、幸福追求権は何よりも尊重されなければなりません。

御庁におかれましては、住民の命と健康、自然と環境をまもる立場で公正な判断をされ、建設の差し止めを認めて下さるようお願い申し上げます。

お 名 前	住 所

取り扱い団体（ ）